

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案	学識経験者等の市職員	学識経験者等の市職員
		当初	変更経過	最終（現時点）					方式による決定の有無	以外の者の参加の有無	以外の者の参加者数
001 令和6年10月01日	京都市消防局本部庁舎及び消防署所等 1 1 施設照明設備LED化簡易型ESCO事業	37,302,221		37,435,805	消防局総務部施設課	東邦電気産業・トフレック共同グループ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
002 令和6年10月24日	京都市南部消防指令センター通信回線強制化工事委託	91,916,000		91,916,000	消防局警防部情報指令課	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003 令和6年11月01日	京都市消防学校及び消防署所等 1 3 施設照明設備LED化簡易型ESCO事業	69,206,940		70,183,740	消防局総務部施設課	京都市消防学校及び消防署所等 1 3 施設照明設備LED化簡易型ESCO事業に係る京都市電気工事工業共同組合・晶和クリエイション株式会社共同グループ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
004 令和6年11月11日	回転翼航空機AS365N3 (JA911A) 耐空証明検査前整備における追加整備	14,823,270		14,823,270	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005 令和6年12月04日	令和6年度高規格救急自動車（6台）の更新に伴う車載型無線装置等整備委託	5,901,720		5,901,720	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006 令和7年01月21日	現場指揮支援システム改修業務委託	127,600,000		127,600,000	消防局警防部情報指令課	株式会社日立製作所	政令第11条第1項第2号	物品			
007 令和7年02月25日	令和6年度消防救急自動車等更新に伴う車載型無線装置等整備委託	6,959,700		6,959,700	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市消防局本部庁舎及び消防署所等 1 1 施設照明設備LED化簡易型ESCO事業

### 2 担当所属名

消防局総務部施設課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年10月 1日

(変更後) 令和7年 2月 13日

### 4 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区壬生御所ノ内町32番地

東邦電気産業・トフレック共同グループ

代表企業 東邦電気産業株式会社

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 37, 302, 221円

(変更後) 37, 435, 805円

### 7 契約内容

対象施設における照明設備LED化改修工事の設計、施工及び維持管理

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

#### (随意契約の理由)

本業務は、各業者におけるこれまでの実施実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方法等について、総合的に判断する必要があり、競争入札に適しないものであるため、プロポーザルによる随意契約を行う。

#### (変更理由)

施工開始後の詳細調査で、照明器具数及び設置する照明の仕様が異なったため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

### 10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により業務受託候補者として選定され、交渉の結果、受託者として最適であると判断されたため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都府南部消防指令センター通信回線強靭化工事委託

### 2 担当所属名

消防局警防部情報指令課

### 3 契約締結日

令和6年10月24日

### 4 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区壬生東淵田町22番地

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社

### 6 契約金額（税込み）

91,916,000円

(年度割額) 令和6年度 0円

令和7年度 91,916,000円

### 7 契約内容

京都府南部消防指令センターを京都市消防学校（以下「消防学校」という。）内に整備するにあたり、消防学校の通信回線を強靭化することにより、消防指令業務の円滑な遂行を目指すものである。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都府南部消防指令センターは、京都府南部9消防本部（令和9年度から京都市消防局、乙訓消防組合消防本部、京田辺市消防本部、久御山町消防本部、精華町消防本部、令和12年度から宇治市消防本部、城陽市消防本部、八幡市消防本部、相楽中部消防組合消防本部）が管轄する地域からの緊急通報を受信し、消防隊や救急隊への指令発令等を行う拠点であり、大規模災害時においても緊急通報の受信等の業務を行うため、通信回線の強靭化が必須である。

本件は、京都府南部消防指令センターに引き込む緊急通報受信回線等の強靭化を図るため、通信回線用の管路等を整備するものである。

緊急通報受信回線を提供できるのは、西日本電信電話株式会社のみであるため、本整備による管路は、西日本電信電話株式会社の通信幹線の管路に求められる規格に適合し、かつ、西日本電信電話株式会社の管路とシームレスに接続する必要がある。西日本電信電話株式会社の通信幹線の管路の整備及びメンテナンスは、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社が一元的に行っており、求められる規格でシームレスに同管路に接続できるのは、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社以外に存在せず、契約の相手方が特定されている。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市消防学校及び消防署所等 1 3 施設照明設備LED化簡易型ESCO事業

### 2 担当所属名

消防局総務部施設課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年11月1日

(変更後) 令和7年2月14日

### 4 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区東九条南河辺町3番地

京都市消防学校及び消防署所等 1 3 施設照明設備LED化簡易型ESCO事業に係る京都府電気工事工業共同組合・晶和クリエイション株式会社共同グループ

代表企業 京都府電気工事工業協同組合

### 6 契約金額（税込み）

(当 初) 69, 206, 940円

(変更後) 70, 183, 740円

### 7 契約内容

対象施設における照明設備LED化改修工事の設計、施工及び維持管理

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(随意契約の理由)

本業務は、各業者におけるこれまでの実施実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方法等について、総合的に判断する必要があり、競争入札に適しないものであるため、プロポーザルによる随意契約を行う。

(変更理由)

施工開始後の詳細調査で、照明器具数及び設置する照明の仕様が異なったため。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により業務受託候補者として選定され、交渉の結果、受託者として最適であると判断されたため。

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

回転翼航空機A S 3 6 5 N 3 (J A 9 1 1 A)耐空証明検査前整備における追加整備

### 2 担当所属名

消防局総務部施設課

### 3 契約締結日

(当 初) 令和6年11月11日

(変更後) 令和6年12月20日

### 4 履行期間

(当 初) 契約の日の翌日から令和6年12月24日まで

(変更後) 契約の日の翌日から令和7年 2月 7日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区六本木六丁目10番1号

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部

### 6 契約金額（税込み）

14,823,270円

### 7 契約内容

回転翼航空機耐空証明検査前整備における追加整備

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

#### (1) 隨意契約の理由

航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。

また、当市が運航する回転翼航空機「A S 3 6 5 N 3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。

さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「A S 3 6 5 N 3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘ

リコピターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

(2) 契約変更理由

DME（距離測定装置）の代品調達の遅延により履行期限を変更するもので、以下の理由により、契約変更を実施する。

- ア 電波法を所管する総務省への手続き期間に時間を要すること。
- イ 今後のDMEの海外調達（通関手続き）に時間を要すること。
- ウ DME納品後の国機関の許可後でなければ、電波の発信確認ができないこと。
- エ 自社で生産できないこと。
- オ DME販売業者が年末年始に伴う休業期間となり、商品の製造等が遅延すること。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度高規格救急自動車（6台）更新に伴う車載型無線装置等整備委託

### 2 担当所属名

消防局警防部情報指令課

### 3 契約締結日

令和6年12月4日

### 4 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

5,901,720円

### 7 契約内容

令和6年度の救急車更新に伴い、車載型無線装置及び車載端末装置の積載替等を行うもの。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

車載型無線装置及び車載端末装置は、消防用車両等に積載されており、指令センターとの通信、車両の動態管理、位置情報等のデータを伝送及び出動対象の災害指令の送受信を行う重要な装置である。

令和6年度高規格救急自動車（6台）更新に伴い、車載型無線装置及び車載端末装置の積載替等を行う際に車両データの設定調整が必要となる。

車載型無線装置及び車載端末装置の車両データの設定調整には、本装置の機能、構造を把握していなければ行えず、製造業者のみが有する技術情報が必要となることから、製造業者である日本電気株式会社でしか行えないため、随意契約を行うもの。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

### 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

現場指揮支援システム改修業務委託

### 2 担当所属名

消防局警防部情報指令課

### 3 契約締結日

令和7年1月21日

### 4 履行期間

契約の日の翌日から令和8年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
株式会社 日立製作所

### 6 契約金額（税込み）

127,600,000円

(年度割額) 令和6年度 50,600,000円  
令和7年度 77,000,000円

### 7 契約内容

緊急車両に設置している車載端末装置については、令和7年度末に通信ネットワークのFOMA回線サービスが終了し使用できなくなる。FOMA回線サービス終了後も利用できるLTE回線を使用している現場指揮支援システムの京都消防アプリケーションを改修して、車載端末装置の代替となる端末を確保し、消防指令システムにおける指令管制業務が正常に実施できるようにするもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

消防指令システム及び現場指揮支援システムは、火災・救急等の災害対応を行う上での基幹となるシステムであり、当該システムに障害が発生した場合、安心・安全な市民生活に甚大な影響を及ぼすため、24時間365日無停止が要求される。

システム改修を行うには、本市の地理特性等を踏まえ本市仕様として開発された、当該システムのデータ構造及び通信プロトコル等を全て理解し熟知したうえで作業する必要があり、当該システムを設計・製作し、制御プログラム等を開発した株式会社日立製作所以外の者から調達する場合は、上記の理由から調達費用が多額となり、システム障害発生時の復旧が困難になるとともに、当初スケジュールに間に合わない恐れがある。

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度消防救急自動車等更新に伴う車載型無線装置等整備委託

### 2 担当所属名

消防局警防部情報指令課

### 3 契約締結日

令和7年2月25日

### 4 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社

### 6 契約金額（税込み）

6,959,700円

### 7 契約内容

令和6年度消防救急自動車等更新に伴い、車載型無線装置及び車載端末装置の積載替等を行うもの。

### 8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

車載型無線装置及び車載端末装置は、消防用車両等に積載されており、指令センターとの通信、車両の動態管理、位置情報等のデータを伝送及び出動対象の災害指令の送受信を行う重要な装置である。

令和6年度消防救急自動車等更新に伴い、車載型無線装置及び車載端末装置の積載替等を行う際に車両データの設定調整が必要となる。

車載型無線装置及び車載端末装置の車両データの設定調整には、本装置の機能、構造を把握していなければ行えず、製造業者のみが有する技術情報が必要となることから、製造業者である日本電気株式会社でしか行えないため、随意契約を行うものである。

### 9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり